

## 函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク事業（以下、「人材バンク」という。）は、縄文文化に特化した外国人観光客への通訳ガイドを登録し、登録情報を公開することにより、外国人観光客等のガイド需要に応え、縄文文化の理解をより一層深めていただくことを目的とする。

(登録および登録情報の公表)

第2条 人材バンクに登録しようとする者は、函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、当該申請書の内容を確認し、適当と認めるときは、函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク登録台帳（第2号様式）に登録した上で、函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク登録通知書（第3号様式）を登録者に送付するものとする。

3 前項の登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）の登録情報については、登録者の承諾を得た項目について公表する。

(登録資格)

第3条 人材バンクに登録できる者は、満18歳以上であって、利用者が希望する外国の言語について日常会話の通訳が支障なくできる者とする。

(登録の解除)

第4条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による登録を抹消することができる。

(1) 通訳ガイドとして不相当と市長が認めるとき。

(2) 連絡不能となったとき。

(3) 本人から登録取消しの申し出があったとき。

(紹介の手続等)

第5条 市は、通訳ガイドの利用希望者に登録者の紹介はしないものとし、希望者は直接、登録者と交渉をするものとする。

(費用負担)

第6条 費用は、当事者間の協議に委ねることとする。

(勉強会の開催)

第7条 市は、年1回、登録者の「勉強会」を開催し、登録者間の情報交換等を行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 市および登録者は、函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）の規定に基づき、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利害を害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 市は、登録申請書を厳正に保管するとともに、申請書に含まれる個人情報を本事業以外の目的で使用してはならない。

3 市は、保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 登録者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク登録申請書

|                                     |  |              |     |
|-------------------------------------|--|--------------|-----|
| フリガナ                                |  | 生年月日         | 性別  |
| 申請者氏名（漢字）<br>（ローマ字）                 |  | 西暦<br>年 月 日  | 男 女 |
| 住 所                                 | 〒  |              |     |
| 連絡先                                 | TEL : FAX :<br>携帯電話 :<br>Eメール :  |              |     |
| 通訳ガイド可能な<br>外国語（複数可）                | 言語   | 資格・免許等と通訳レベル |     |
|                                     |  |              |     |
|                                     |  |              |     |
|                                     | ◇求められる語学力の参考基準の例について<br>日常会話の通訳が支障なくできる者<br><u>外国人の方の場合</u><br>日本語能力試験：N1程度、又はこれに準ずる資格や経験等   |              |     |
| 海外実務経験や<br>過去の通訳経験                  | 有 / 無 ※有の方は赴任地や期間、内容などをご記入ください。  |              |     |
| 専門・得意分野<br>自己PRなど                   | 観光関係、教育関係、歴史・文化関係、自然関係、グルメ関係など   |              |     |
| 活動にあたっての<br>希望・条件等                  | 例) ○曜日の△時～□時まで、ただし応相談  |              |     |
| 情報の公開可能項目<br>※右の□にチェックを<br>入れてください。 | <input type="checkbox"/> 登録番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 住所<br><input type="checkbox"/> 連絡先(電話・携帯・FAX番号) <input type="checkbox"/> 連絡先（メールアドレス）<br><input type="checkbox"/> 対応言語 <input type="checkbox"/> 実務・通訳経験 <input type="checkbox"/> 得意分野・自己PR <input type="checkbox"/> 希望・条件 |              |     |



第3号様式（第2条関係）

函 観 国  
年 月 日

様

函館市長

函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンク登録通知書（通知）

函館市「縄文文化」通訳ガイド人材バンクへの登録について、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録日
- 3 住所
- 4 氏名
- 5 備考

- 注
- 1 活動をする中で知り得た他人のプライバシーに関わる個人情報  
の内容を他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。
  - 2 住所など登録内容に変更があった場合や登録を辞退する場合は  
速やかに連絡すること。